

議 長 日程第16、「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」、令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」について、説明させていただきます。今回の補正予算につきましては年度末までの決算見込みによる診療収入の減額と、財源不足を補うための財政調整基金繰入金に伴う補正予算でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。款、診療収入、項、外来収入、目の1、国民健康保険診療報酬収入につきましては100万円の減額、目の3、一部負担金につきましては40万円の減額、目の4、後期高齢者診療報酬収入につきましては60万円の減額となります。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬が減額になったことから、財源不足を補うために200万円の基金を取り崩して対応するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。